

名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院
売店等運営及び入院セット運営事業
仕様書

1 件名

名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院売店等運営及び入院セット運営事業

2 事業目的

本事業はみらい光生病院において売店等運営事業及び入院セット運営事業を実施することにより、名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院（以下「病院」という。）の利用者及び公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）の学生等の利便性の向上並びに、本学の職員の福利厚生の実現を図ることを目的とする。

なお、「売店等運営事業」とは、売店運営並びにコインランドリーの料金収納代行及び清掃を指す。
また、「入院セット運営事業」とは、CSセットサービスの提供及び床頭台の料金収納代行を指す。

3 施設の概要

（1）みらい光生病院

ア 開設者

理事長 郡 健二郎

イ 病院長

妹尾 恭司

ウ 所在地

名古屋市名東区勢子坊二丁目1501番地

エ 許可病床数

140床（慢性期104 床、回復期リハビリテーション 36床）

オ 施設の概要

地下1階・地上5階

延床面積 9,650.32 m²（以下（2）及び（3）の面積の合計は21,110.38m²）

カ 職員数

約 300人（非常勤、パート、委託、派遣職員含む）

キ 1日あたり患者数

（入院）平均114.3人（令和7年度4月～8月）

（外来）平均71.2人（令和7年度4月～8月）

ク 1日あたり面会者数

約50人（令和7年4月～8月）

（2）名古屋市立大学医学部保健医療学科 リハビリテーション学専攻

ア 職員数

約20人

イ 学生数

240人（令和8年度 80人、令和9年度 160人、令和10年度以降 240人）

(3) 名古屋市厚生院

ア 職員数

約80人（非常勤、パート、派遣職員含む）

4 貸付場所等

(1) 場所

名古屋市名東区勢子坊二丁目1501番地

名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院 1階の一部

(2) 貸付面積

売店 17.50㎡（1階EVホール付近） （2.60m×6.73m）

倉庫 18.30㎡（1階EVホール付近） （6.10m×3.00m）

自動販売機分 2.03㎡（1階旧配膳室前室3台） （0.90m×0.75m×3台）

(3) 貸付場所の図面

仕様書第5頁のとおり

(4) その他

ア 事業者は上記（2）の貸付面積について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67号）第 238 条の5第1項の規定に基づき、普通財産の貸付け（以下「貸付け」という。）により使用することとする。

イ 貸付けに対して不動産貸付料（消費税及び地方消費税込）を負担すること。不動産貸付料は、名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院売店等運営事業及び入院セット運営に係る条件書（以下、「条件書」という。）「2 貸付料等」を参照すること。

5 事業内容

条件書に記載している以上の内容

6 契約期間

使用許可の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

なお、次のいずれかに該当する場合は使用許可の取り消し又は変更をすることがある。

(1) 公用又は公共用に供するため、貸付場所を必要とするとき。

(2) 使用条件に違反する行為があると認められるとき。

(3) 虚偽又はその他不正な手段により使用許可を受けたことが判明したとき。

7 貸付料等

次に掲げる事項の合計額を毎月徴収するため、確実に納付すること。

(1) 不動産貸付料（土地・建物・自動販売機）（固定額）

不動産貸付料（土地・建物・自動販売機）は、条件書「2 貸付料等」を参照すること。

(2) 水道光熱費（変動額）

ア 電気代は、別に取り付けた使用量メーターの使用量を病院全体の使用量で按分した金額とする。

イ 水道代は、別途協議する。

(3) 施設使用料（変動額）

ア 売店等運営事業の月額売上額に対する施設使用料率提案書（様式3）で提案する割合の金額とする。

イ 提案する施設使用料率は0%を超える提案率とすること。

(4) 床頭台プラン利用料（変動額）

ア 入院セット運営事業の床頭台プラン利用料の月額売上額から、請求代行費用提案書（様式4）で提案する請求代行費用を差し引いた金額とする。

イ 提案する請求代行費用は、1人1日あたり210円（税抜）以下とすること。

(5) コインランドリー収納金

コインランドリーの月額収納金額とする。なお、収納代行に係る費用は事業者負担とする。

8 費用負担

(1) 事業実施にあたり必要な設備（既設置のものを除く。）に要する費用及び運営にあたって必要な備品等（既設置のものを除く。）に関わる費用は、事業者の負担とする。

(2) 貸付場所の設備（既設置のものを除く。）の維持管理、修繕、交換及びメンテナンス等の費用は、原則として事業者の負担とする。

(3) 貸付場所及びその周辺の清掃、消毒及び害虫駆除等の費用は事業者の負担とする。

(4) 事業の契約期間が終了した場合又は期間の途中で事業を廃止した場合における撤収費用及び原状回復に関わる費用は、事業者の負担とする。

9 損害賠償等

(1) 事業者は、その責に帰すべき理由により貸付場所及び病院施設の全部並びに設備（既設置のものを含む。）又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこと。ただし、事業者の負担により原状に回復した場合は、この限りではない。

(2) 前記（1）に定める場合のほか事業者は、本仕様書に定める事業を履行しないため本学の事業に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払うこと。

(3) 本学の責に帰さない事由により、第三者に補償すべき事象が生じた場合は、事業者がこれを補償すること。

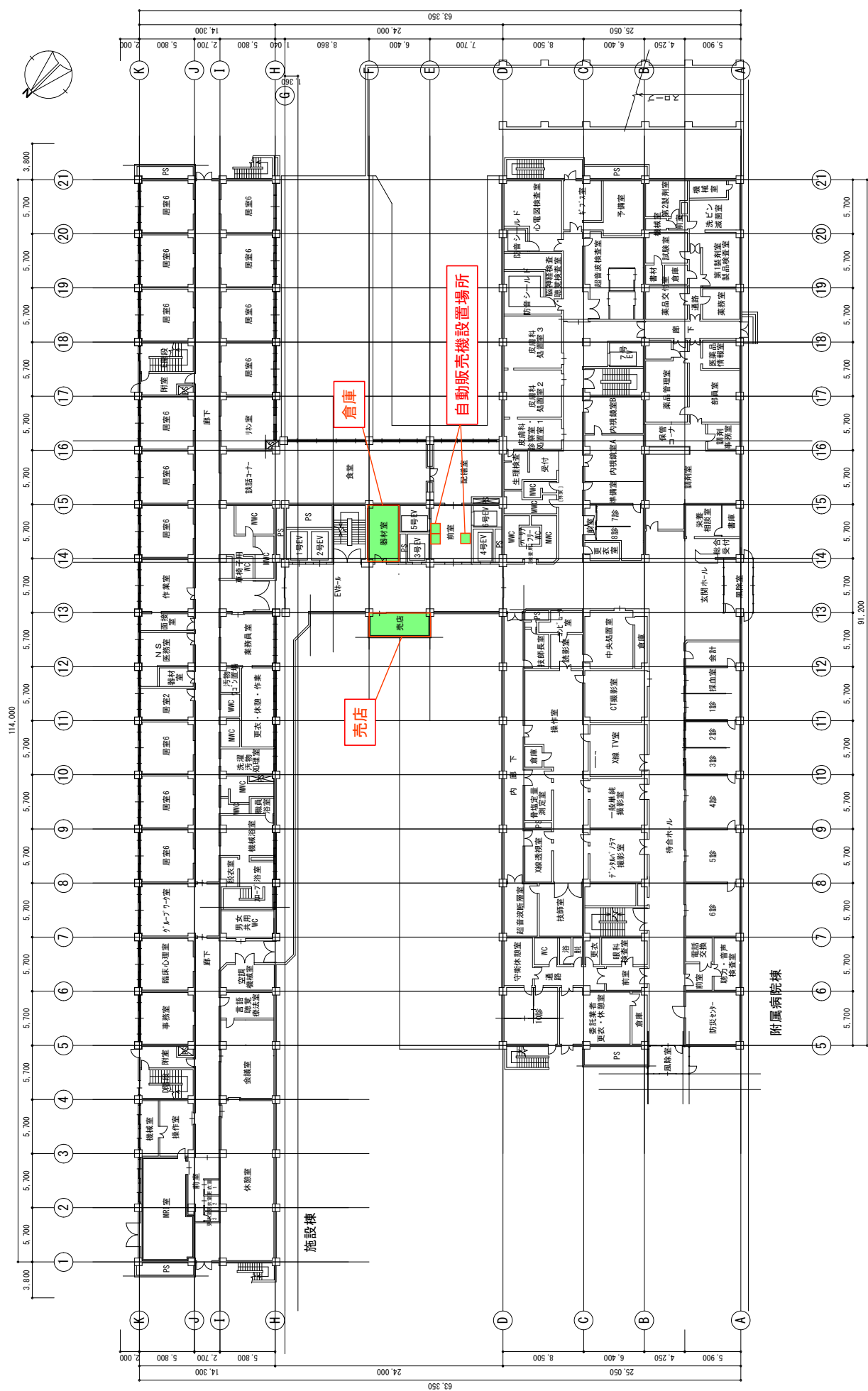
(4) 地震等の災害により、貸付場所の全部又は一部が滅失又は毀損したときは、状況に応じ、本学又は事業者が速やかな復旧に努めることとし、復旧にかかる費用はその範囲に従い、復旧に当たった者の負担とする。

(5) 利用者とのトラブル等は迅速かつ誠実に対応することとし、その内容を本学に報告すること。
なお、本学は本学の責に帰すことが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては一切の責任を負わないこととする。

(6) 当初の売上想定額より実際の売上額が下回った場合でも、本学は一切補償しないこととする。

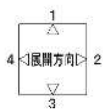
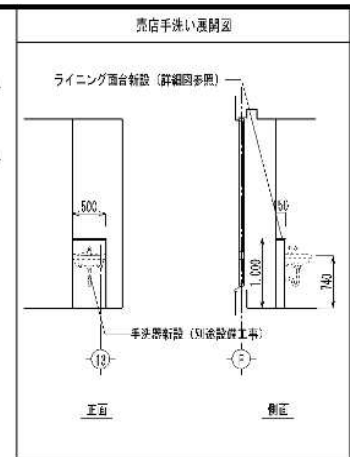
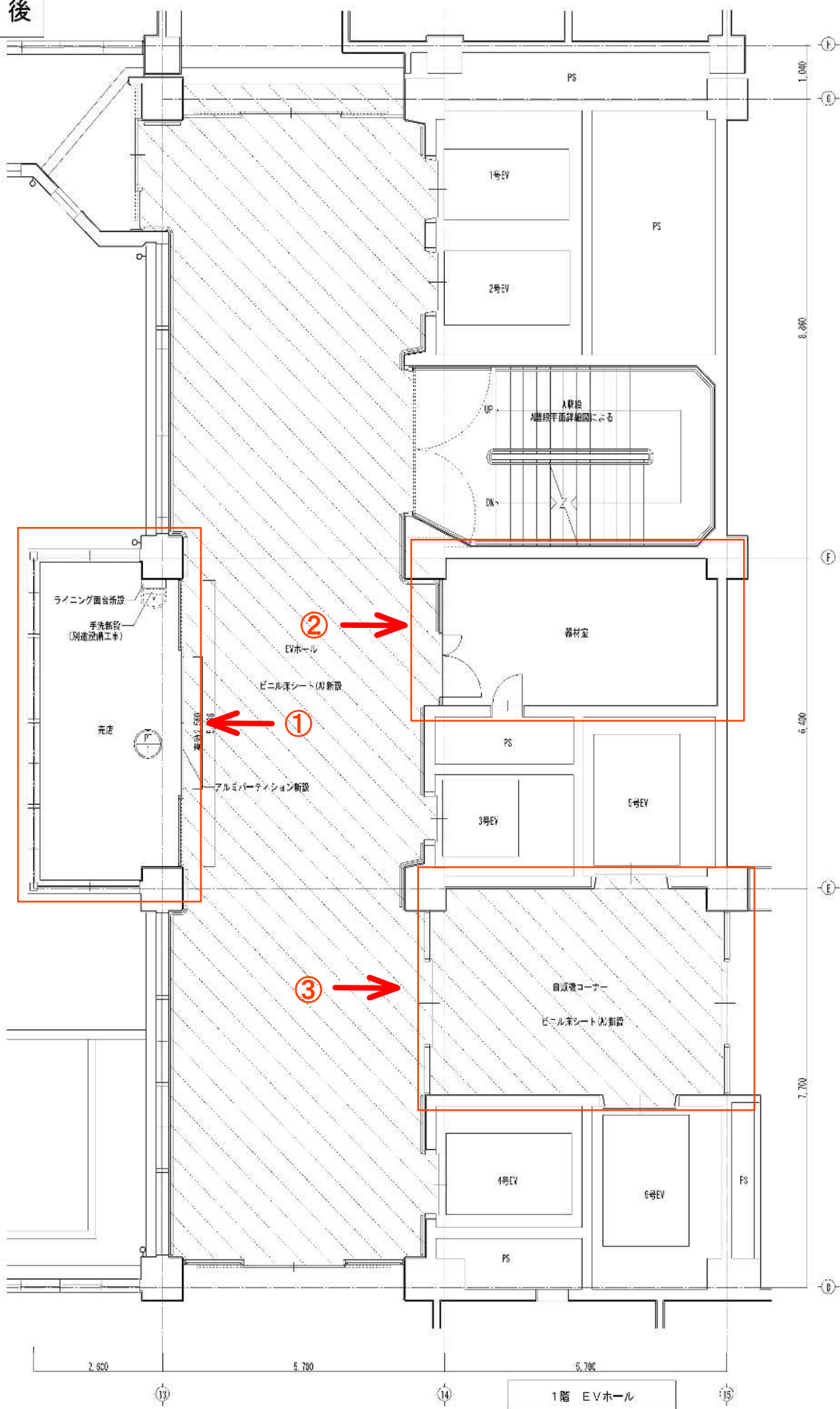
10 その他

- (1) 契約期間中に本学から貸付場所の移転等の申入れがあった場合は、協議に応じること。
- (2) 契約条件等に違反があった場合は、契約期間に関わらず、本学が指定する日をもって契約を解除することとする。また、本学が事業について指導したにも関わらず、一向に改善されない場合は契約を解除する場合がある。
- (3) 事業者の事情により契約を解除する時は、原則として新たな契約者が決定するまでの間、事業を継続すること。
- (4) 事業者の社員を運営管理統括責任者として選任し、いつでも連絡が取れるような体制を構築すること。
- (5) 緊急連絡先及び苦情処理体制を明確にした書類を本学に提出すること。
- (6) 従業員は、事業者が用意した制服を着用し、名札を着用すること。
- (7) 事業者並びに従業員及び従業員であった者は、事業で得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該事業の目的外に使用しないこと。このことは契約終了後も遵守しなければならない。
- (8) 貸付場所は善良な意思を持って管理し、常時整然かつ清潔に保つこと。また、無断で改修、模様替え等を行わないこと。
- (9) 本学の実施する防災訓練、法令年次点検、施設修繕等に協力すること。
- (10) 自然災害や電気事故、非常時に本学の判断により実施する電力遮断の他、本学の実施する訓練、点検、修繕等の実施により停電や断水等が発生する場合には、受託者側で電気の供給等必要な対応を行うこと。それにより生じた直接的、間接的損害について、本学は一切補償しないものとする。
- (11) 事業者は、院内感染対策上、従業員に対し、可能な範囲内で、インフルエンザ、風疹、麻疹、ムンプス、水痘、B型肝炎等の各種ワクチン接種を実施すること。
- (12) 本仕様書に疑義があるときは、双方協議し、決定するものとする。



【既存施設（附屬病院棟・施設棟）】1階平面図（S=1/400）

後



撤去範囲を示す
新設範囲を示す

※く は既設上を示す
※建具の撤去・新設は図表を参照とする
※ライニング面台の新設は詳細図参照とする

厚生院病院棟等内装改修その他工事		設計図	
平面詳細図 (改修前・後) (1階 EVホール・前室)		No. 57	
縮 尺	A1 : 1/50 A3 : 1/100	121	
設 計 令和 7年 4月			
名古屋市住宅都市局営繕部営繕課			
本図記入寸法は特記なき限り「mm」単位とする			
株式会社 都市設計 A & U			

① 売店

・現状



・令和7年度中に両方引吊り戸に改修予定

符号・室名	PT 1	病院棟中央 1階 売店	数量 1
姿図			
型式	アルミパーティション アウトセット 両引吊り戸		
仕上	見込	指定色 焼付塗装	50
ガラス	透明 t5.0		
金物	引手 通気ガラリ シリンダー錠 ソフトクローズ 付属金物一式		
備考			

②倉庫（器材室）



③自販機コーナー（旧配膳室前室）

